

令和 8 年第 3 回定例会

防災環境産業委員会資料

付託案件

第 93 号議案 令和 8 年度茨城県一般会計補正予算（第 2 号）

- 歳出予算補正・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 繰越明許費・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

令和 8 年 9 月 15 日
県民生活環境部

第 93 号議案

令和 8 年度 茨城県一般会計補正予算（第 2 号）

○歳出予算補正（県民生活環境部分）

〔令和 8 年第 3 回茨城県議会定例会議案概要説明書 9 ページより〕

（単位：千円）

款・項目		今回補正額	課名
4 生活環境費		6,208	-
	2 環境保全費	6,208	-
		2 自然環境保全費	環境政策課
県民生活環境部計		6,208	-

主要事業等の概要（案）

県民生活環境部 環境政策課

事業名又は議案の 名 称	有害鳥獣等緊急対策事業
1 予 算 額	6 , 2 0 8 千円
2 現況・課題	全国各地において人の日常生活圏にクマ類が出没し、人身被害が過去最多となっている。本県はツキノワグマの恒常的な生息域ではないものの、近隣県においては、ツキノワグマの出没頻度が市街地を含め高まっている状況にあることから、出没に備えた対策の強化が必要である。
3 必要性・ねらい	ツキノワグマ出没対策の更なる強化を図るため、本県捕獲者の技術力向上に向けた射撃訓練の追加実施や麻酔銃による捕獲体制の構築、市町村の資機材整備等に対する支援などを行う。
4 事業の内容 (事業フロー、 年次別・全体計 画等)	1 捕獲体制の強化【拡充】 ・捕獲者（ライフル銃使用者等）の一層の捕獲技術・対応力向上を図るため、射撃訓練の追加実施 ・緊急時の保険の充実（捕獲者が損害を受けた場合の補償） 2 麻酔銃による捕獲体制の構築【新規】 ・市街地出没時に、安全確保が困難なため猟銃使用ができない場合等に備え、麻酔銃による捕獲体制を整備 3 市町村に対する支援【拡充】 ・資機材整備等に対する補助 補助対象：市町村 補 助 率：国 1/2、県 1/4、市町村 1/4
5 参考事項 (過去の実績、 他県の状況、 関連データ等)	○本県のツキノワグマ目撃情報 2025 年度：2 件（4/22 大子町中郷、6/2 大子町高柴） ○栃木県における出没事例 2026 年 6 月、宇都宮市内でツキノワグマ 1 頭出没 市街地のため、猟銃による捕獲が困難であったことから、麻酔銃により捕獲



有害鳥獣等緊急対策事業



【R8.9月補正予算額 6百万円】
 (現計予算額 31百万円)

県民生活環境部環境政策課自然・鳥獣保護管理G (029-301-2946)

近隣県において、ツキノワグマの出没頻度が市街地を含め高まっている状況等を踏まえ、本県捕獲者の技術力向上に向けた射撃訓練の追加実施や新たに麻酔銃による捕獲体制を整備すること等により、ツキノワグマ捕獲体制の更なる強化を図ります。

- 1 捕獲体制の強化（4百万円）【拡充】**
 - 捕獲者（ライフル銃使用者等）の一層の捕獲技術・対応力向上を図るため、射撃訓練の追加実施
 - 緊急時の保険の充実（捕獲者が損害を受けた場合の補償）

2 麻酔銃による捕獲体制の構築（1百万円）【新規】
 - 市街地出没時に、安全確保が困難なため猟銃使用ができない場合等に備え、麻酔銃による捕獲体制を整備

※栃木県における出没事例
 2026.6月に宇都宮市内でツキノワグマ1頭が出没
 市街地のため、猟銃による捕獲が困難であったことから、麻酔銃により捕獲

3 市町村に対する支援（1百万円）【拡充】
 - 資機材整備等に対する補助

補助対象：市町村
 補 助 率：国1/2、県1/4、市町村1/4



射撃訓練の様子(2026.5月)



○繰越明許費（県民生活環境部分）

〔令和８年第３回茨城県議会定例会議案 ４ページ 第２表より〕

（単位：千円）

款	項	事業名	金額 (繰越額)
４ 生活環境費	２ 環境保全費	新最終処分場周辺道路整備事業費	1,641,000

令和 8 年第 3 回定例会

防災環境産業委員会資料

(主な事務事業等の経過)

1	花火文化振興について【生活文化課】・・・・・・・・・・	2
2	博物館業務の移管に伴う文化振興室の設置について	
	【生活文化課】・・・・・・・・・・	3
3	百里基地における日仏共同訓練の実施について【生活文化課】・・・	4
4	外国人との秩序ある共生社会の実現に向けた取組について	
	【外国人政策チーム】・・・・・・・・・・	5
5	ツキノワグマの現状と対策について【環境政策課】・・・・・・・・	8
6	令和 8 年版茨城県環境白書について【環境政策課】・・・・・・・・	10
7	森林湖沼環境税の今後のあり方に関するパブリックコメントの実施	
	結果について【環境対策課】・・・・・・・・・・	14
8	不適正な再生資源物ヤードへの対応について【廃棄物規制課】・・・	16
9	新産業廃棄物最終処分場「エコみらいひたち」の整備状況について	
	【資源循環推進課】・・・・・・・・・・	17

令和 8 年 9 月 15 日

県民生活環境部

花火文化振興について

生活文化課

1 取組の背景

- 日本の花火は、日本人の季節感や伝統を大切にする精神性と深く結び付いており、中でも打揚花火は、その技術や芸術性が世界で最も精巧で華麗なものと評価され、世界に誇るべき文化である。
- 本県は、「土浦全国花火競技大会」を始め多くの花火大会が開催され、日本を代表する花火業者が拠点を構えるなど、花火文化を支える重要な地域となっている。
- 花火はインバウンド誘客や地域の魅力発信に資する重要な観光資源である。
しかしながら、その文化的価値や高度な技術体系は、十分に評価・可視化されておらず、さらなる発信と継承が求められている。

2 取組方針

(1) 花火文化の社会的評価の向上

花火に関わる関係者が連携し、日本、茨城の花火の魅力、歴史や技術を国内外に広く発信し、花火の文化としての社会的評価を高めるとともに、ユネスコ無形文化遺産登録の実現を目指す。

(2) 花火師の功績評価・顕彰

花火師の功績、評価に係る顕彰制度を確立することで、花火師の地位向上や、優れた技術のさらなる発展に繋げる。

3 組織体制

花火文化振興プロジェクトチームの設置【令和8年4月】

P T 長	飯塚副知事
構成員	県民生活環境部次長（事務局長）、生活文化課長、消防安全課長、文化課長、秘書課長、技術革新課長、広報広聴課長、営業企画課長、観光戦略課長、観光誘客課長、県北振興局次長

4 取組状況

(1) 中央要望（文部科学省・経済産業省）【令和8年6月】

(2) 茨城県地域花火文化振興協議会の設立【令和8年7月】

構成員	茨城県知事、水戸市長、土浦市長、日本煙火協会茨城地区会代表、（一社）茨城県観光物産協会長、（公財）いばらき文化振興財団理事長
-----	--

(3) 全国花火文化振興協議会の設立検討

(4) 情報発信（県広報紙・SNS等）の強化

(5) 学術調査の実施【令和8年7月～令和9年3月】

調査報告書『茨城の花火文化』作成を常陽藝文センターに委託

(6) 茨城県伝統工芸品の指定

博物館業務の移管に伴う文化振興室の設置について

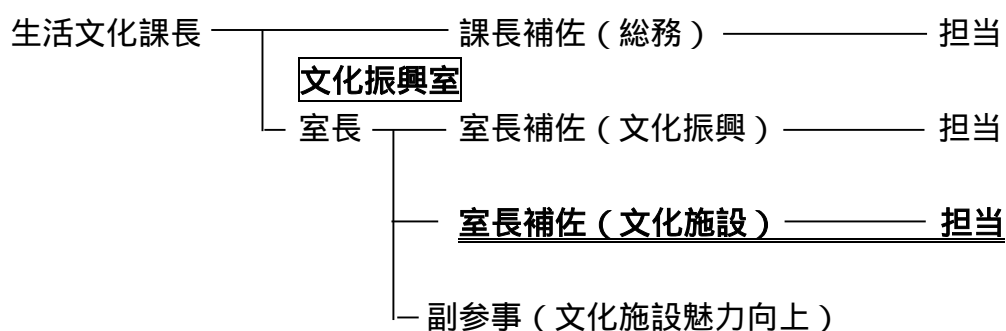
生活文化課

1 設置の経緯

博物館の文化観光拠点としての機能を強化するとともに、観光振興や地域振興とも連動させることで、博物館の集客拡大及び有効活用を図るため、その所管を教育委員会から知事部局に移管することとなった。（令和8年第2回定例会：「茨城県教育委員会の職務権限の特例に関する条例」の成立（施行日：令和8年10月1日））

今回の業務移管を踏まえ、生活文化課内に設置されていた「水族館・文化施設魅力向上推進室」を改編し「文化振興室」とし、組織体制を強化する。

2 組織体制（関係箇所のみ抜粋） 令和8年10月1日



（出先機関） 近代美術館（つくば分館、天心記念五浦分館含む）、陶芸美術館
自然博物館

（指定管理） 歴史館

- ・文化振興室に、文化振興グループと文化施設グループの2グループを設置する。
- ・文化施設グループは、教育庁文化課から、職員3名を配置換えし、既存の職員とともに博物館の管理等業務及び水族館業務を担当
- ・博物館の予算管理等の業務を円滑に実施するため、文化課から職員1名を総務グループに配置換えを行う。

3 文化施設の有効活用等に向けた取組状況

（1）「文化観光等推進ワーキングチーム」設置【令和8年4月】

政策企画部、営業戦略部、教育庁、県民生活環境部の関係各課で部局横断的な組織を設置

（2）「五浦地域文化観光推進協議会」設置【令和8年6月】

県、北茨城市、茨城大学、日本ナショナルトラスト、県観光物産協会、市観光協会で構成した組織を設置 先行してモデル的に実施

百里基地における日仏共同訓練の実施について

生活文化課

1 日仏共同訓練について

概 要	日本・フランスの部隊の戦術技量の向上や相互運用性の強化を図ることを目的として、共同訓練を実施 (百里基地での日仏共同訓練は、令和6年7月に続き2回目の実施)
期 間	令和8年9月15日(火)～18日(金) 夜間・早朝の離発着は行わない
場 所	百里基地及び同周辺空域、山梨県及び静岡県周辺空域
参加部隊	日 本：第7航空団 (百里基地) F-2A/B 戦闘機 8 機 第3輸送航空隊 (美保基地) KC-46A 空中給油機 1 機 中部航空警戒管制団(入間基地) フランス：ラファール戦闘機 4 機、A330MRTT 空中給油機 3 機、 A400M 輸送機 2 機 人員 約 250 名
訓練内容	各種戦術訓練、PHOTO EX

2 国の対応について

訓練期間中は、北関東防衛局職員が現地連絡員として百里基地に駐在し、県や地元市町に対し、訓練終了等の情報を連日提供

3 県の対応について

- 北関東防衛局に対し、次の事項について申し入れ
 - ・ 県、地元市町への十分な情報提供
 - ・ 訓練中の事故防止の徹底
 - ・ 騒音による被害の低減
 - ・ 仏軍による事故や事件の防止の徹底
- 知事部局、警察本部の関係各課で連絡共有体制を整備
- 地元市町と情報を共有するとともに、県ホームページに情報を掲載

外国人との秩序ある共生社会の実現に向けた取組について

外国人政策チーム

1 外国人コミュニティへの生活ルールの啓発

巡回啓発員 2 名が、外国人が利用する宗教施設や外国食材店などを直接訪問し、ごみ出しのルール等を記載したチラシを配布するとともに、対面で説明を実施するとともに、宗教施設の協力を得て、外国人が集まる機会を捉えて、直接啓発を行った。

(1) 巡回啓発活動状況 (令和 8 年 4 月 ~ 8 月)

市町村	件数	(内訳)		
		宗教施設	食材店	レストラン
水戸市	40	3	14	23
土浦市	21	2	3	16
古河市	42	3	11	28
石岡市	13	-	4	9
結城市	11	-	7	4
龍ヶ崎市	7	-	4	3
下妻市	17	-	10	7
常総市	45	2	22	21
笠間市	3	2	-	1
取手市	7	-	-	7
牛久市	6	-	-	6
つくば市	38	7	10	21
ひたちなか市	8	1	1	6
鹿嶋市	1	-	-	1
潮来市	1	-	-	1
守谷市	3	-	-	3
筑西市	15	2	6	7
坂東市	18	-	10	8
稲敷市	4	-	3	1
かすみがうら市	2	-	2	-
桜川市	1	-	-	1
神栖市	9	-	8	1
鉾田市	6	-	5	1
小美玉市	12	1	7	4
茨城町	1	-	-	1
大洗町	2	-	1	1
美浦村	1	-	-	1
阿見町	13	-	7	6
八千代町	6	-	2	4
境町	9	-	5	4
利根町	1	-	1	-
31 市町村	363	23	143	197

(2) 啓発内容

ごみ出しのルール、自転車の乗り方、生活騒音の防止、税金・年金の支払い義務を記載した啓発チラシを 16 言語に翻訳

【翻訳言語】

英語、ベトナム語、中国語、タガログ語、インドネシア語、シンハラ語、ポルトガル語、スペイン語、タイ語、ネパール語、韓国語、ウルドゥー語、ベンガル語、クメール語、ヒンディー語、ミャンマー語

(3) 宗教施設での直接啓発

	期日	場所	参加人数
1	令和 8 年 7 月 11 日(土)	Masjid Abu Bakar Alsiddique (水戸市)	約 60 人
2	" 7 月 31 日(金)	Masjid NU At Taqwa koga (古河市)	約 50 人
3	" 8 月 28 日(金)	Masjid Madina (小美玉市)	約 30 人



2 地域共生コーディネートの推進

市町村や関係団体による多文化共生の取組を支援するため、茨城県国際交流協会に地域共生推進員を 2 名配置し、日本語教室の運営や地域向け研修会の実施などについて助言を行うことで、各地域の実情に応じた取組を支援するほか、支援を通じて把握した県域の課題に対応するため、研修会等を開催

(1) 伴走支援の状況

支援希望団体の募集を行い、19 団体の取組に対し支援することを決定

支援団体	笠間市、桜川市国際交流協会 ほか 計 19 団体
取組内容	多文化共生・異文化理解・外国人とのコミュニケーションに関する講座、外国人と地域との交流促進、日本語学習支援活動 等

(2) 県域の研修会の開催

【初学者向けオンライン日本語講座】

県内在住の日本語学習経験のない外国人住民を対象としたオンライン講座を開催

開催時期	令和 8 年 8 月～10 月(毎週 2 日・1 回 2 時間・全 15 回)
講座内容	ひらがな、カタカナ、あいさつ、自己紹介 等
受講者数	19 名

同内容の講座を同年 10～12 月にも開催予定

【外国人対応力向上オンライン研修会】

外国人住民の支援や相談対応に携わる行政職員、国際交流協会職員、その他外国人支援に携わる団体職員、日本語教室関係者等を対象に、在留資格制度に関する基礎知識及び外国人対応における留意点について学ぶオンライン研修会を開催

開催日	令和8年8月24日(月)
講座内容	在留資格の基礎知識と近年の制度改正動向、外国人相談対応における留意点 等
受講者数	87名

3 I B A R A K I ネイティブコミュニケーションサポーター制度の推進

外国人コミュニティなどで活躍する方を「I B A R A K I ネイティブコミュニケーションサポーター」として認定し、生活上の困りごと相談や情報提供などを担う制度を令和6年1月に創設

サポーターの主な活動内容として、市役所での手続や病院への付き添いのほか、日本での生活に必要な情報の周知など、幅広く活動

【認定者数】

104名(24か国・地域、21言語)

【主な国籍】

ベトナム、スリランカ、中国、フィリピン、インドネシア、パキスタン ほか

【活動実績】

801件(2026年4月～7月)

(主な内訳)

役所・免許関係手続き同行等 352、病院への同行等 123、子育て関係相談対応等 37、在留資格関係相談対応等 17、情報周知 229

【新規認定】

9月下旬に18名を新たに認定予定

ツキノワグマの現状と対策について

環境政策課

1 現 状

(1) 県内におけるツキノワグマ目撃の情報

令和 7 年 4 月 22 日、太子町中郷でセンサーカメラにより、ツキノワグマ(成獣)が撮影された。また、6 月 2 日、太子町高柴で撮影されたドライブレコーダーの画像を確認した結果、ツキノワグマ(亜成獣)であることが確認された。本県では、平成 28 年以来、約 9 年ぶりの出没事例となる。

(2) 茨城県ツキノワグマ管理計画の改正(令和 8 年 3 月)

令和 7 年 3 月に策定した「茨城県ツキノワグマ管理計画」について、県内におけるツキノワグマの出没確認や、国の緊急銃猟制度開始等の情勢を踏まえ、出没時の対応を追加するなど、一部改正を実施した。

【主な改正内容】

最新情勢の反映：緊急銃猟制度を受けた体制整備、捕獲者確保強化、資機材整備等

出没時の対応：「出没への対処」項目の新設、マニュアル整備・訓練実施の明記等

情報の取扱い：平時及び緊急対応時に行ける適切な情報管理・発信等の記述強化

(3) 茨城県緊急銃猟隊の創設(令和 8 年 2 月)

ツキノワグマの出没に備え、県では、県猟友会と連携し、捕獲者としてライフル銃所持者などを登録のうえ、市町村の要請に応じ派遣する「茨城県緊急銃猟隊」を創設した。

【緊急銃猟隊の概要】((一社)茨城県猟友会に委託して実施)

捕獲者の登録：令和 8 年度登録者数 37 名((一社)茨城県猟友会会員)

緊急時の対応：市町村要請に応じ捕獲者を派遣し、緊急銃猟、見回り活動等に従事

そ の 他：平時における訓練・研修の実施、派遣に必要な資機材等の整備 等

2 対 策

(1) 捕獲体制の強化

ア 緊急銃猟体制の強化

- ・緊急銃猟隊の捕獲技術・対応力向上を図るため、射撃訓練を実施

〔内容〕令和 8 年 5 月 29 日(金)

射撃訓練や山形県猟友会のツキノワグマ捕獲従事者を講師として招聘し、研修会を開催

- ・更なる技術向上のための射撃訓練を追加で実施【拡充】
- ・緊急時の保険の充実(捕獲者が損害を受けた場合の補償)【拡充】

イ 麻醉銃による捕獲体制の構築【新規】

- ・市街地出没時に、安全確保が困難なため銃猟が使用できない場合等に備え、
麻醉銃による捕獲体制を整備

ウ 普及啓発・捕獲技術の向上

- ・市町村職員等を対象とした緊急銃猟を想定した訓練、研修会の開催
時期・場所：令和8年9月30日(水)、大子町（予定）
対 象 者：市町村職員、捕獲従事者等
内 容： 緊急銃猟制度の概要説明
野外での模擬訓練 等

（２）市町村に対する支援

- ・緊急銃猟制度の運用に向け市町村が整備する体制づくり等への助言
マニュアル整備や協力体制の構築など
- ・指定管理鳥獣対策事業交付金（環境省）を活用した経費支援【拡充】
資機材（わな、防御盾）の購入等に対する補助

（３）狩猟者に対する支援

- ・ツキノワグマの捕獲に従事しようとする者に対する補助
狩猟免許取得への支援（補助額：1万円（上限））
補助対象：狩猟免許（第一種銃猟）試験手数料、医師の診断書料
ライフル銃取得者への支援（補助額：15万円（上限））
補助対象：ライフル銃購入費、銃猟所持許可申請手数料 等

【参考：近県のクマに関する各種情報】

環境省公表資料：令和8年度は記載日現在の速報値

年度	出没情報件数			人身被害件数(死者数)			許可捕獲数		
	R6	R7	R8 (6/30)	R6	R7	R8 (6/30)	R6	R7	R8 (6/30)
茨城県	0	1	0	0(0)	0(0)	0(0)	0	0	0
北海道	非公表	非公表	非公表	3(0)	5(2)	2(0)	826	2,139	222
青森県	725	3,334	648	4(1)	10(0)	2(1)	109	1,265	65
岩手県	2,883	9,739	2,976	10(1)	39(5)	10(3)	428	1,153	319
宮城県	800	3,559	805	0(0)	5(1)	1(0)	96	505	29
秋田県	1,340	13,592	2,107	10(0)	59(4)	7(1)	382	2,691	159
福島県	618	2,047	589	6(1)	21(0)	6(0)	516	1,684	305
栃木県	255	305	149	2(0)	4(0)	2(0)	33	53	39
群馬県	678	1,398	373	3(0)	10(0)	1(0)	359	624	143
長野県	1,430	1,324	494	12(0)	11(1)	1(0)	352	630	242
全 国	20,513	50,801	12,628	82(3)	216(13)	49(6)	5,345	14,741	2,136

本県 R7.4.22 の出没事例(大子町)は本表に含まない。(調査目的のカメラによる撮影実績は計上対象外)

令和 8 年版茨城県環境白書について < 部門ごとの環境の状況 >

環境政策課

1 環境白書について

茨城県環境基本条例第 8 条の規定に基づく年次報告書として、毎年公表を行うもの。

2 部門ごとの状況

(1) 温室効果ガス排出量の状況

- 2023年度における茨城県の温室効果ガス排出量は4,273万t-CO₂で、基準年である2013年度から17.7%減少した。要因としては、各排出部門における省エネルギーの取組が進んだことや、電力の排出係数の改善（燃料転換や再エネ比率の増加）などに加え、鉄鋼業の産業活動低下などにより、二酸化炭素排出量の削減が進んでいるためと考えられる。
- また、前年度（2022年度）比では4.5%の減少であり、主な要因は、業務や家庭部門において電力由来の二酸化炭素排出量が減少したことに加え、排出割合が大きい産業部門において、製造業からの排出量が減少したためと考えられる。

【温室効果ガス排出量 の推移（CO₂換算）】

年度	基準年						増減率	
	2013 年度 (H25 年度)	2019 年度 (R1 年度)	2020 年度 (R2 年度)	2021 年度 (R3 年度)	2022 年度 (R4 年度)	2023 年度 (R5 年度)	基準年度比 (2023/2013) ▲17.7%	前年度比 (2023/2022) ▲4.5%
排出量 (万 t-CO ₂)	5,193	4,740	4,134	4,561	4,476	4,273		

温室効果ガス排出量には、二酸化炭素以外のメタン、一酸化二窒素等の排出量も含み、二酸化炭素が全体の約 95%を占める。

【排出部門別二酸化炭素排出量の推移及び県地球温暖化対策実行計画の目標値】

部門 (万 t-CO ₂)	基準年						増減率		削減目標値 【削減率】 目標 2030 年度 (R12 年度)
	2013 年度 (H25 年度)	2019 年度 (R1 年度)	2020 年度 (R2 年度)	2021 年度 (R3 年度)	2022 年度 (R4 年度)	2023 年度 (R5 年度) 【構成比】	基準年度比 (2023/ 2013)		
産業	3,072	2,828	2,352	2,726	2,650	2,616 【65%】	▲14.8%		1,168 【▲38%】
業務	489	405	375	392	380	344 【9%】	▲29.6%		250 【▲51%】
家庭	464	377	379	367	379	339 【8%】	▲26.9%		306 【▲66%】
運輸	662	624	553	566	556	555 【14%】	▲16.2%		232 【▲35%】
その他	281	246	222	253	273	198 【5%】	▲29.4%		
CO ₂ 合計	4,968	4,479	3,881	4,303	4,238	4,053 【100%】	▲18.4%		

四捨五入表記のため、排出量等の数値の累計と合計値等が必ずしも一致しないことがある。

(2) 大気環境の状況

- 環境基準の達成状況は、光化学オキシダントを除きすべて達成した。

【一般環境大気測定】

物質名	2024年度(R6年度)		2025年度(R7年度)	
	測定局数	達成局数【達成率】	測定局数	達成局数【達成率】
二酸化いおう	19	19【100%】	19	19【100%】
二酸化窒素	31	31【100%】	31	31【100%】
一酸化炭素	1	1【100%】	1	1【100%】
光化学オキシダント	30	0【0%】	30	0【0%】
浮遊粒子状物質	31	31【100%】	31	31【100%】
微小粒子状物質(PM2.5)	18	18【100%】	18	18【100%】

【自動車排出ガス測定】

物質名	2024年度(R6年度)		2025年度(R7年度)	
	測定局数	達成局数【達成率】	測定局数	達成局数【達成率】
二酸化窒素	3	3【100%】	3	3【100%】
一酸化炭素	3	3【100%】	3	3【100%】
浮遊粒子状物質	3	3【100%】	3	3【100%】
微小粒子状物質(PM2.5)	1	1【100%】	1	1【100%】

【有害大気汚染物質測定】

物質名	2024年度(R6年度)		2025年度(R7年度)	
	測定地点数	達成地点数【達成率】	測定地点数	達成地点数【達成率】
ベンゼン	8	8【100%】	8	8【100%】
トリクロロエチレン	8	8【100%】	8	8【100%】
テトラクロロエチレン	8	8【100%】	8	8【100%】
ジクロロメタン	8	8【100%】	8	8【100%】

(3) 水環境の状況

- 生活環境項目について115水域で調査した結果、84水域で環境基準を達成(達成率73.0%)した。

河川では、88水域中64水域で環境基準を達成(達成率72.7%)した。

湖沼については、5水域で環境基準が達成されていない状況が続いている。

海域では、22水域中20水域で環境基準を達成(達成率90.9%)した。

- 健康項目については、130地点で調査した結果、「ほう素」について、1地点で環境基準を超過した。それ以外は環境基準を達成した。

生活環境項目…BOD、CODなど、生活環境に影響を及ぼすおそれがあるものとして定められている項目

健康項目…シアンや蓄積性のある重金属類など水質汚濁物質の中で、人の健康に有害なものとして定められた物質

【生活環境項目(BOD・COD)】

区分	類型指定 水域数	環境基準達成水域数【達成率】	
		2024年度(R6年度)	2025年度(R7年度)
河川	88	57【64.8%】	64【72.7%】
湖沼	5	0【0%】	0【0%】
海域	22	21【95.5%】	20【90.9%】
計	115	78【67.8%】	84【73.0%】

(4) 地下水の状況

- 健康項目について、58地区で概況調査を行った結果、52地区（89.7％）で環境基準を達成した（2024年度は56地区中52地区（92.9％）で達成）。
検出等があった地区については、周知及び飲用指導に加え周辺調査を実施した。

【環境基準を超過した項目】

調 査 項 目	環境基準 超過地区数		超過範囲 (mg/L)	環境基準値 (mg/L)
	概況	周辺		
鉛	1	0	0.049	0.01 以下
砒素	1	2	0.24	0.01 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	4	2	11～40	10 以下

(5) 霞ヶ浦の状況

- 霞ヶ浦の2025年度のCODは、全水域平均で7.7mg/Lとなり、2024年度より0.1mg/L高くなった。近年は7mg/L台で推移している。
- 全窒素は、全水域平均で0.94mg/Lとなり、2024年度より0.06mg/L低くなった。長期的には横ばいで推移している。
- 全りんは、全水域平均で0.089mg/Lとなり、2024年度より0.008mg/L高くなった。長期的には横ばいで推移している。

【水質の経年変化（全水域平均、年平均値）】

（単位：mg/L）

区分	2021年度 (R3年度)	2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)	2024年度 (R6年度)	2025年度 (R7年度)	第8期計画の目標値 (R7年度)
C O D	7.7	7.5	7.8	7.6	7.7	6.9
全 窒 素	0.83	0.69	0.85	1.0	0.94	0.88
全 り ん	0.10	0.083	0.090	0.081	0.089	0.095

(6) ダイオキシン類の状況

- 大気、土壌、地下水及び公共用水域の水質・底質について調査を行った結果、公共用水域（水質）の3地点を除き、すべての地点で環境基準を達成した。

【ダイオキシン類調査】

区 分	2024年度(R6年度)		2025年度(R7年度)	
	調査地点数	達成地点数 【達成率】	調査地点数	達成地点数 【達成率】
大 気	10	10【100%】	10	10【100%】
土 壌	22	22【100%】	22	22【100%】
地 下 水	22	22【100%】	22	22【100%】
公共用水域水質	29	28【96.6%】	30	27【90.0%】
公共用水域底質	26	26【100%】	30	30【100%】

(7) 廃棄物処理の状況

- 2024年度の一般廃棄物（ごみ）の排出量は961千トンとなり、2023年度に比べ、6千トン減少した。最終処分量は54千トンとなり、3千トン減少した。
- 2023年度の産業廃棄物の排出量は、11,540千トンとなり、2018年度に比べ、7千トン減少、再生利用率は2.1ポイント低下した。また、最終処分量は718千トンとなり、237千トン増加したが、主な増加要因は火力発電所の埋立処分量が335千トンから550千トンへと215千トン増加したことによるものである。
- 不法投棄の新規発生件数は、ゲリラ投棄の増加により2018年度から増加に転じていたが、近年のピークであった2020年度の197件から、2025年度は85件と大幅に減少し、対策の効果が現れている。

【 一般廃棄物（ごみ）】

区 分	単位	2020年度 (R2年度)	2021年度 (R3年度)	2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)	2024年度 (R6年度)
排 出 量	千ト	1,027	1,005	997	967	961
再 生 利 用 率	%	20.7	20.7	21.0	20.0	19.1
最 終 処 分 量	千ト	73	66	61	57	54

【 産業廃棄物】

区 分	単位	2008年度 (H20年度)	2013年度 (H25年度)	2018年度 (H30年度)	2023年度 (R5年度)
排 出 量	千ト	11,128	11,053	11,547	11,540
再 生 利 用 率	%	62.7	57.3	50.4	48.3
最 終 処 分 量	千ト	475	795	481	718
(参考) 火力発電所の 埋立処分量	千ト	290	652	335	550

5年ごとに調査を実施

【 不法投棄】

区分（年度）	2003 (H15)	2004 (H16)		2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)
新規発生件数（件）	351	330		120	197	171	87	105	112	85

森林湖沼環境税の今後のあり方に関するパブリックコメントの実施結果について

県民生活環境部環境対策課
総務部 税務課
農林水産部 林政課

1 実施の目的

茨城県森林湖沼環境税は、森林及び湖沼・河川の環境保全を目的として平成 20 年度に創設し、令和 8 年度までが課税期間となるため、本税及び税活用事業の今後のあり方について、県民等の意見を広く聴取する。

2 今後のあり方（案）

（１）施策の方向性

森林の保全・整備

持続可能な林業経営による森林の整備・管理を推進するため、木材生産・流通体制の強化や県産木材のブランド化を図るほか、自然災害が激甚化する中で、森林の防災機能を高める。

方向性	主な施策
持続可能な林業経営による森林の整備・管理	<木材生産・流通体制の強化> ・施業地の大規模化やスマート林業の推進 ・主伐後の再造林等の推進 <県産木材のブランド化> ・県産木材の差別化 ・非住宅建築物における県産木材の利用促進
森林環境の保全	・森林の防災機能の強化 ・森林保全活動の推進

湖沼・河川の水質保全

霞ヶ浦については、気候変動による濃度上昇を考慮しても、COD が現状より低減できるよう、水質浄化効果の高い事業に重点化して実施する。

方向性	主な施策
生活排水等対策	・高度処理型浄化槽の設置補助、下水道等への接続補助 ・小規模事業所に対し、排水基準遵守の指導
農地・畜産対策	・良質堆肥の流域外利用等の促進 ・家畜排せつ物処理施設等の整備補助
県民意識の醸成	・霞ヶ浦湖上体験スクールの実施 ・市民団体に対する活動費の補助
水辺環境の保全	・未利用魚の回収による窒素・リンの除去 ・アオコ対策、ナガエツルノゲイトウ駆除対策の実施

（２）税制

課税方式：県民税均等割 超過課税方式

納税義務者：茨城県内に住所等がある個人及び事務所等がある法人

県民税均等割非課税者を除く

税率(年額)：個人 1,000 円、法人 県民税均等割額の 10%

課税期間：令和 9 年度～令和 13 年度（５年間）

3 パブリックコメントの実施結果

(1) 実施期間

令和8年(2026年)7月30日(木)～8月19日(水) 21日間

(2) 意見募集の方法

- ・県ホームページにて掲載
- ・税務課、林政課、環境対策課、行政情報センター、各県民センター、各県税事務所、霞ヶ浦環境科学センター、各農林事務所、県立図書館等で閲覧

(3) 意見数等

意見数	・意見者数 79人・団体(個人63人、法人等:16団体) ・延べ意見件数 182件
概要	・税継続に対する賛成、税活用事業の継続・拡充を求める肯定的な意見が多数 ・このほか、認知度向上のための情報発信の見直しなどの意見
内容	<u>ア 税の継続について(41件)</u> ・賛成 41件(反対 0件) <u>イ 森林関係の施策に関すること(113件)</u> ・森林は県民共有の財産であり、将来世代へ引き継ぐためには継続的な保全・整備が必要と思います。 ・県民生活の安全・安心につなげるため、森林整備など森林資源の循環利用に関する取組を継続・充実していただきたい。 <u>ウ 湖沼・河川関係の施策に関すること(11件)</u> ・一度汚染された水が元に戻るには長い期間が必要。いずれの対策も手を抜かず、地道に堅実に実施を続けてほしい。 ・環境学習や市民団体への支援を通じて、県民の環境意識の向上と次世代への環境継承を進めるべき。 <u>エ 税制に関すること(4件)</u> ・税額について異論ありません。 ・森林整備には長期間を要するため、課税期間を5年間とすることに賛成する。 <u>オ その他(13件)</u> ・森林湖沼環境税は必要と考える一方、認知度向上や成果の見える化を進め、県民の理解と納得が得られるよう丁寧な情報発信を求める。

4 今後のスケジュール

- ・第3回定例会において、パブリックコメント実施結果の報告
- ・パブリックコメント実施結果や関係団体からの要望等を踏まえ引き続き検討

不適正な再生資源物ヤードへの対応について

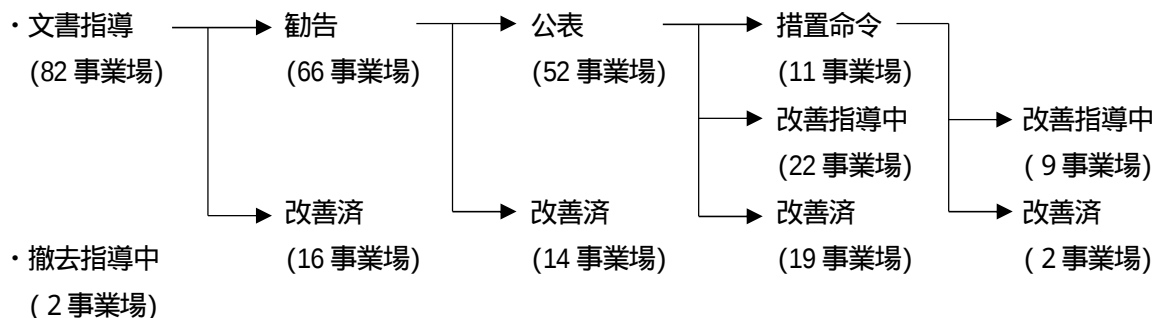
廃棄物規制課

再生資源物ヤードにおいて、度重なる火災が発生したことから、「茨城県再生資源物の屋外保管の適正化に関する条例」(令和6年4月施行)に基づき、火災延焼の一因ともなる保管基準違反の事業者に対して、勧告や事業者名の公表、措置命令などを実施している。

1 対応状況

- 令和8年3月末時点で保管基準に違反していた84事業者のうち、文書指導に従わなかった66事業者に対して条例に基づく勧告を行い、勧告に従わない52事業者の公表を行った。その後、公表しても期限までに改善されなかった11事業者に対して基準に適合するよう措置命令を行った。
- 令和8年9月1日現在までに、51事業者で保管状況が改善され、31事業者が改善指導中となっている。

【保管基準違反84事業者への対応状況】(令和8年9月1日現在)



区分	事業者数	
措置命令を発出し改善指導中	9事業者	} 31事業者
公表し改善指導中	22事業者	
改善済み	51事業者	指導により改善：16事業者 勧告により改善：14事業者 公表により改善：19事業者 命令により改善：2事業者
撤去指導中	2事業者(火災発生事業者)	

2 今後の方向

- 条例に基づく措置命令を発出し改善指導中の9事業者については、履行期限までに改善されなければ許可取消、刑事告発を行うとともに、公表し改善指導中の22事業者についても改善が認められない場合には、同様に措置命令を発出するなど厳正に対処していく。
- 各事業者に対して、引き続き、定期的に立入検査、改善指導を行い、保管状況や囲いの状況に基準不適合がある場合は、条例に基づく勧告を行い、改善されなければ、公表、措置命令など厳正に対処していく。

新産業廃棄物最終処分場「エコみらいひたち」の整備状況について

資源循環推進課

1 新処分場本体工事について

- ・(一財)茨城県環境保全事業団が令和6年5月に工事着手し、防災調整池や浸出水処理施設などの設置工事は計画どおり進んでいる。
- ・埋立地(北側区画)の造成工事は、場内の掘削後岩石の選別採取に時間を要したため計画より約1年遅れたが、今月完了し、遮水工に着手した。
- ・また、新処分場に併設する環境学習施設については、基本設計がまとまり、来館者が体験しながら学べる施設として、最終処分場や環境学習に係る展示などを行う予定

2 新設道路工事について

- ・主要構造物であるトンネルや橋梁の工事のほか、道路改良工事等を実施中
- ・(仮称)大久保町第2トンネル本体工事については、本年3月にも事故が発生し、一時中止していたが、施工体制の刷新など再発防止策を講じた上で、7月に工事を再開
- ・さらに、全ての工事受注者に対し、安全教育の再実施など安全管理の徹底を指示した。

<参考1：新処分場本体工事状況>



<参考2：環境学習施設概要>

【構造】1階平屋・ユニット工法

【延床面積】約 800 m²

【展示構成】大型シアター

最終処分場展示室

環境学習展示室



県出資団体の事業実績等資料

(令和 8 年第 3 回定例会防災環境産業委員会資料)

一般財団法人茨城県環境保全事業団【資源循環推進課】・・・・・・・・ 2

令和 8 年 9 月 15 日

県民生活環境部

県出資法人 事業実績・事業計画の概要

所管部局課 県民生活環境部 資源循環推進課

1 出資法人の概要

法人の名称	一般財団法人茨城県環境保全事業団																										
所 在 地	笠間市福田 165 番 1																										
設立年月日	平成 5 年 2 月 17 日 財団法人茨城県産業廃棄物対策基金設立 平成 12 年 7 月 26 日 変更認可（改称など） 平成 26 年 4 月 1 日 一般財団法人へ移行																										
代 表 者 名	理事長 松崎 達人																										
基 本 財 産	基本財産 768,274,300 円																										
設 立 根 拠	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 45 条																										
設 立 目 的 ・ 経 緯	廃棄物の適正処理を促進するために、廃棄物の最終処分場の安定的確保を図るとともに、廃棄物による環境汚染の防止対策等の支援を行い、もって本県の産業活動の健全な発展と県土の環境保全に寄与する。																										
組 織	役職員数	評議員 5 名	理事 7 名 監事 2 名 職員 24 名(R8.7)																								
	組織機構（課所単位まで） 評議員会 ・ 評議員 5 名 理事会 ・ 理事 7 名 ・ 監事 2 名 (エコフロンティアかさま) 総務課 総務課長 職員 3 名 業務課 業務課長 職員 7 名 施設課 施設課長 職員 2 名 (新最終処分場整備日立事務所) 整備課 整備課長 職員 8 名																										
出資状況	県 768,274,300 円（100%）																										
資 産 状 況 (令和 8 年 3 月末現在)	(単位：千円) <table><tr><td></td><td>金 額</td><td>摘 要</td></tr><tr><td>流 動 資 産</td><td>3,449,123</td><td>現金預金等</td></tr><tr><td>固 定 資 産</td><td>21,135,524</td><td>基本財産、土地等</td></tr><tr><td>資 産 合 計</td><td>24,584,647</td><td></td></tr><tr><td>流 動 負 債</td><td>2,422,343</td><td>未払金等</td></tr><tr><td>固 定 負 債</td><td>3,451,887</td><td>長期借入金、退職給付引当金</td></tr><tr><td>負 債 合 計</td><td>5,874,230</td><td></td></tr><tr><td>正 味 財 産</td><td>18,710,417</td><td></td></tr></table>				金 額	摘 要	流 動 資 産	3,449,123	現金預金等	固 定 資 産	21,135,524	基本財産、土地等	資 産 合 計	24,584,647		流 動 負 債	2,422,343	未払金等	固 定 負 債	3,451,887	長期借入金、退職給付引当金	負 債 合 計	5,874,230		正 味 財 産	18,710,417	
	金 額	摘 要																									
流 動 資 産	3,449,123	現金預金等																									
固 定 資 産	21,135,524	基本財産、土地等																									
資 産 合 計	24,584,647																										
流 動 負 債	2,422,343	未払金等																									
固 定 負 債	3,451,887	長期借入金、退職給付引当金																									
負 債 合 計	5,874,230																										
正 味 財 産	18,710,417																										

2 令和7年度事業実績

主な事業内容

廃棄物処理事業会計

ア 廃棄物処理事業

一般廃棄物処理事業

最終処分場を持たない市町村及び一部事務組合から排出される焼却灰、溶融スラグ及び不燃残さ等を受入れ、適正に埋立処理した。

産業廃棄物処理事業

燃え殻、ばいじん、がれき類等に加え、県内では受入が困難となっている石綿管やスレート等の非飛散性アスベストを含む産業廃棄物を適正に埋立処理した。

廃棄物受入量（令和7年度実績）は次のとおりである。

	一般廃棄物	産業廃棄物	合 計
埋立処理	7,141t	59,041t	66,182t

イ 廃棄物処理施設運営管理事業

- 施設運営に伴う生活環境への影響を把握するため、周辺環境モニタリング調査（大気調査、騒音・振動調査、水質調査、悪臭調査、土壌調査等）現況保全地における動植物調査等を実施するなど、良好な環境保全並びに施設等の安全性の確保を図った。
- 環境保全委員会を開催し、環境モニタリング結果等の分析評価を行ったほか、現況保全地ワーキンググループを開催し、現況保全地の保全対策などを検討した。（令和8年3月開催）

ウ 啓発普及事業

「エコフロンティアかさま」の廃棄物の適正処理施設としての理解促進を図るため、地域住民向け啓発普及事業を実施するとともに、排出事業者、視察者などに対して運営状況等の説明を行った。

環境対策等支援事業会計

「エコフロンティアかさま」設置に伴う地域振興及び環境保全等に関する協定書に基づき、笠間市が設置した福田地区地域振興整備基金へ50,000千円を拠出した。

新産業廃棄物最終処分場整備事業会計

- ・ 新産業廃棄物最終処分場の整備については、令和5年度から着手し、整備にあたり専門的知見を有する有識者からの意見を取り入れながら、敷地造成工事、浸出水地下水集水ピット築造工事、浸出水処理施設の整備工事を実施するとともに、環境モニタリングも定期的の実施し、周辺環境への影響はほとんどないことを確認した上で公表した。
- ・ また、関連する上下水道の配管の敷設工事を引き続き実施した。
- ・ 日立市民等から理解が得られるよう説明会や現地見学会を実施した。
- ・ 新産業廃棄物最終処分場に関して、「日立市未来地域振興基金の設置及び管理に関する条例」に伴う地域振興事業交付金の交付に関する覚書に基づき、日立市へ250,000千円を拠出した。

収支状況

(単位：千円)

	金 額	摘 要
基 本 財 産 運 用 益	9,256	基本財産運用収入
事 業 収 益 金	1,721,587	廃棄物処理事業収入
受 取 補 助 金	408	放射能モニタリング国庫補助金
そ の 他 の 収 入	49,354	受取利息等
経 常 収 益 計	1,780,605	
事 業 費	1,605,815	
管 理 費	12,867	
経 常 費 用 計	1,618,682	
当 期 経 常 増 減 額 (-)	161,923	
経 常 外 収 益 計	1,248,083	受取補助金等
経 常 外 費 用 計	77,623	法人税等
当 期 経 常 外 増 減 額 (-)	1,170,460	
当 期 一 般 正 味 財 産 増 減 額 (当 期 利 益) (+)	1,332,383	
正 味 財 産 期 首 残 高	16,946,801	
当 期 指 定 正 味 財 産 増 減 額	431,233	受取補助金等
正 味 財 産 期 末 残 高 (+ +)	18,710,417	

補助金等の受入状況

(単位：千円)

	金 額	摘 要
出 資 金	0	
出 捐 金	812,658	(交付者：茨城県) ・ 茨城県新産業廃棄物最終処分場整備 事業資金出捐金
補 助 金	813,066	(交付者：環境省) ・ 放射能モニタリング国庫補助金 ・ 廃棄物処理施設整備交付金
委 託 金	0	
貸 付 金	2,715,000	茨城県新産業廃棄物最終処分場整備 事業資金貸付金
損 失 補 償 限 度 額 年 度 末 残 高	0	

3 令和8年度事業計画

主な事業内容

廃棄物処理事業会計

ア 廃棄物処理事業

一般廃棄物及び産業廃棄物処理事業を行い、令和8年度は年6万5千トンの廃棄物の受入れを目指す。

一般廃棄物処理事業

- ・ 最終処分場を持たない県内市町村・一部事務組合から排出される焼却灰、溶融スラグ及び不燃残さ等を受入れ、適正に埋立処理する。
- ・ 災害、緊急時における廃棄物を受入れ、適正に埋立処理する。

産業廃棄物処理事業

燃え殻、がれき類等の産業廃棄物を埋立処理する。

また、石綿管やスレートなどの非飛散性アスベストを含む廃棄物については、国の技術指針に基づき、適正な埋立処理を行う。

イ 廃棄物処理施設運営管理事業

将来にわたり施設の安全性の確保を図るため、最終処分場及び浸出水処理施設の適正な管理に努める。

また、環境保全委員会の提言を受けながら適切な環境対策を実施するとともに、放流水等の計測値を表示板（電光掲示板）やホームページに掲示するなど、情報公開に努める。

ウ 啓発普及等事業

「エコフロンティアかさま」の廃棄物の適正処理施設としての理解促進を図るため、地域住民向け啓発普及事業を実施するとともに、排出事業者、視察者などに対して運営状況等の説明を行う。

環境対策等支援事業会計

「エコフロンティアかさま」設置に伴う地域振興及び環境保全等に関する協定書に基づき、笠間市が設置した福田地区地域振興整備基金へ拠出する。

新産業廃棄物最終処分場整備事業会計

- ・ 日立市諏訪町に整備しているエコみらいひたちについては、引き続き処分場本体及び浸出水処理施設、上下水道等の工事を実施するとともに、関連する管理棟の設計等を進める。
- ・ また、工事の安全な進捗を図るため、施工管理業務を委託するとともに、環境モニタリング調査を実施し、周辺の生活環境の保全に努めるほか、工事の進捗状況等をホームページ等を通じて公表していく。
- ・ さらに、地域の生活環境の保全や施設の整備及び管理に伴う安全確保等を図るため、環境保全等に関する協定締結に向けて、茨城県、日立市及び地域住民と協議を進める。

収支計画

(単位：千円)

科 目	金 額	摘 要
基 本 財 産 運 用 益	7,583	基本財産運用収入
事 業 収 益 金	1,677,000	廃棄物処理事業収入
受 取 補 助 金	468	放射能モニタリング国庫補助金
そ の 他 の 収 入	22,724	受取利息等
経 常 収 益 計	1,707,775	
事 業 費	1,402,763	
管 理 費	9,033	
経 常 費 用 計	1,411,796	
当 期 経 常 増 減 額 (-)	295,979	
経 常 外 収 益 計	153,000	維持管理積立金戻入益
経 常 外 費 用 計	102,193	法人税等
当 期 経 常 外 増 減 額 (-)	50,807	
当 期 一 般 正 味 財 産 増 減 額 (当 期 利 益) (+)	346,786	
正 味 財 産 期 首 残 高	16,802,564	
当 期 指 定 正 味 財 産 増 減 額	0	
正 味 財 産 期 末 残 高 (+ +)	17,149,350	

補助金等の受入予定

(単位：千円)

	金 額	摘 要
出 資 金	0	
出 捐 金	1,190,749	(交付者：茨城県) ・ 茨城県新産業廃棄物最終処分場整備 事業資金出捐金
補 助 金	1,191,217	(交付者：環境省) ・ 放射能モニタリング国庫補助金 ・ 廃棄物処理施設整備交付金
委 託 金	0	
貸 付 金	5,471,300	茨城県新産業廃棄物最終処分場整備 事業資金貸付金
損 失 補 償 限 度 額 年 度 末 残 高	0	